

情報知的所有権セミナー 第2回

弁護士・弁理士 千 且 和 也

きさらぎ国際特許業務法人・千且法律事務所

千代田区二番町5-6

あいおいニッセイ同和損保二番町ビル8階

Tel: 03-3261-7333

E-mail: senda@kisaragi.gr.jp

1. 知的財産権とは何だろう(1)

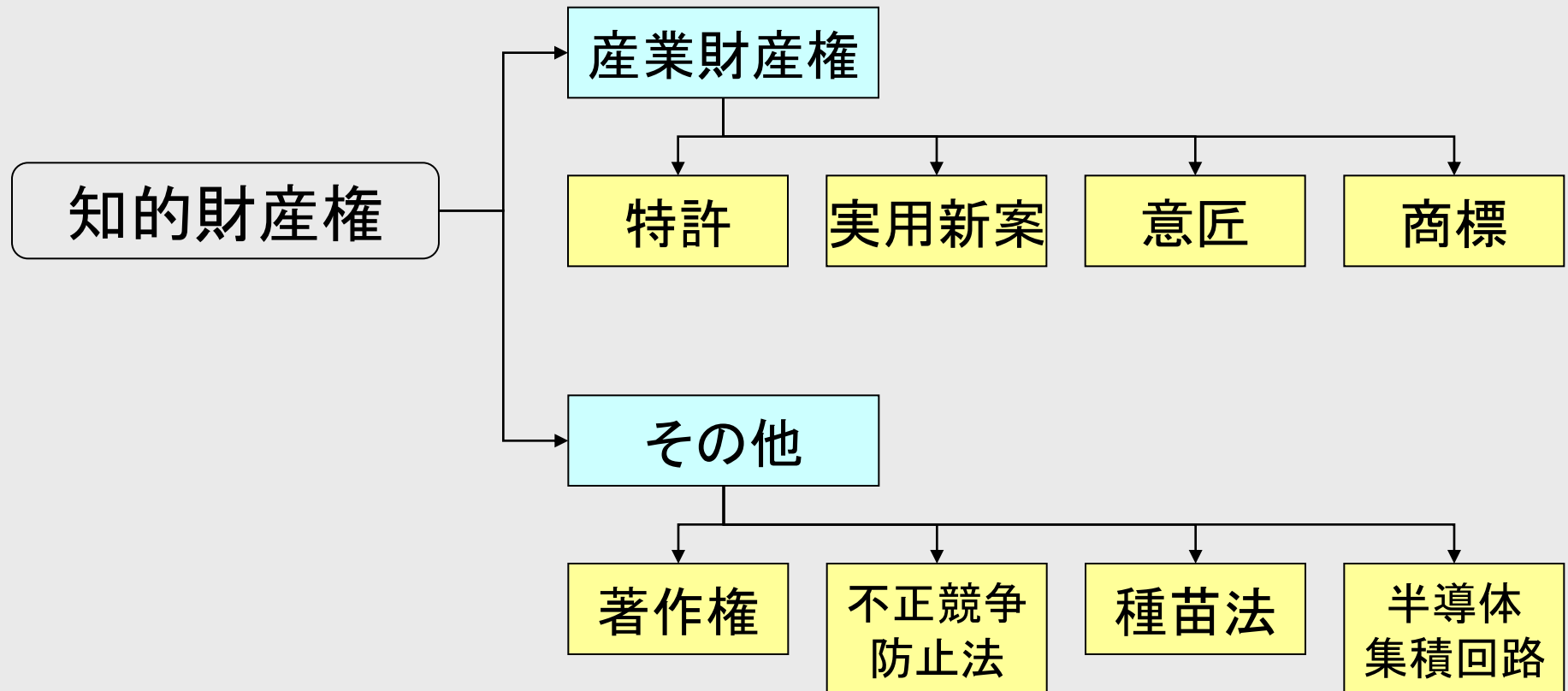
頭や感性から生み出した創造物「知的財産」

新製品を他社に真似されるのを防止するための有効なものとして、知的財産権がある。

知的財産権は、一般的に、「人間の精神的・創造的な活動、すなわち知的創作活動の成果や、商号・商標などの産業活動における識別標識を支配する権利の総称」とされている。

簡単にいうと、頭や感性から生み出した創造物（発明・デザイン・小説・楽曲・絵・他）や、商売上必要になるトレードマークなどが「知的財産」であり、それを保護してくれるのが「知的財産権」というわけである。

1. 知的財産権とは何だろう(2)



知的財産とは何だろう（3）

知的財産の特殊性

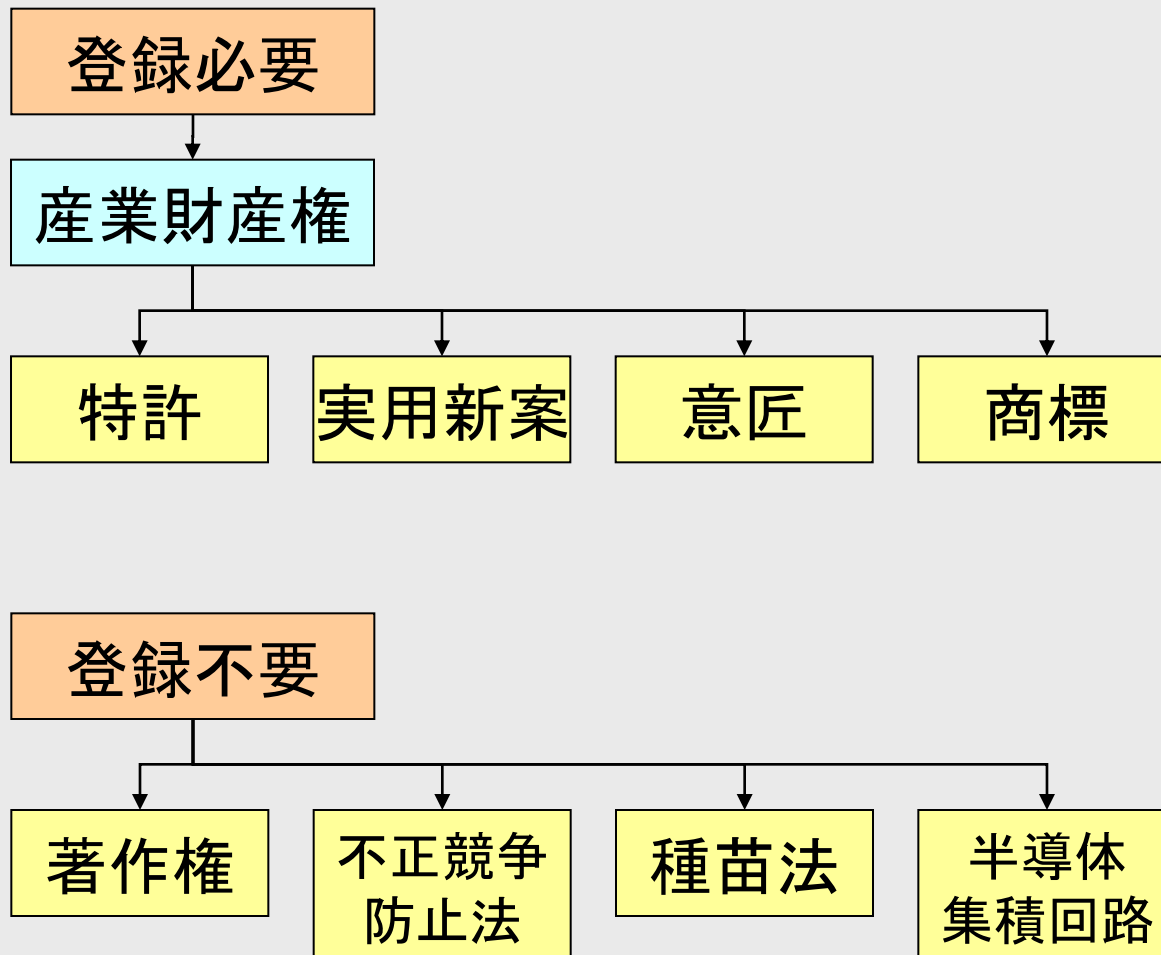
しかし、発明やデザイン、小説、楽曲、彫刻などは、「一般の財産」とは違う特殊性があります。というのも、知的財産の多くは、アイデア・思想・感情の表現であり、宝石や自動車のように、初めから「モノ」として、手に触れられる存在ではない、「無体物」といわれるものだということです。

通常のは物は有体物です。有体物には目にも見えますし、その存在がはっきりしています。ところが、無体物は目に見えず、どこにあるのかもわからないことが多いのです。

今、あなたが土地を所有しているとします。土地は目に見えますし、どこにあるのかもはっきりしています。ですから、他人が勝手に侵入してきてもすぐわかります。「不法侵入だから出て行ってください。ここは私の土地です」といえます。

ところが、アイデアなどの無体物の場合は、それが他人によって勝手に使用されても（また盗まれても）、すぐにわからな場合が多いのです。また、自分のアイデアが盗まれたことを照明するのも大変です。

2. 知的財産権の分類(1)

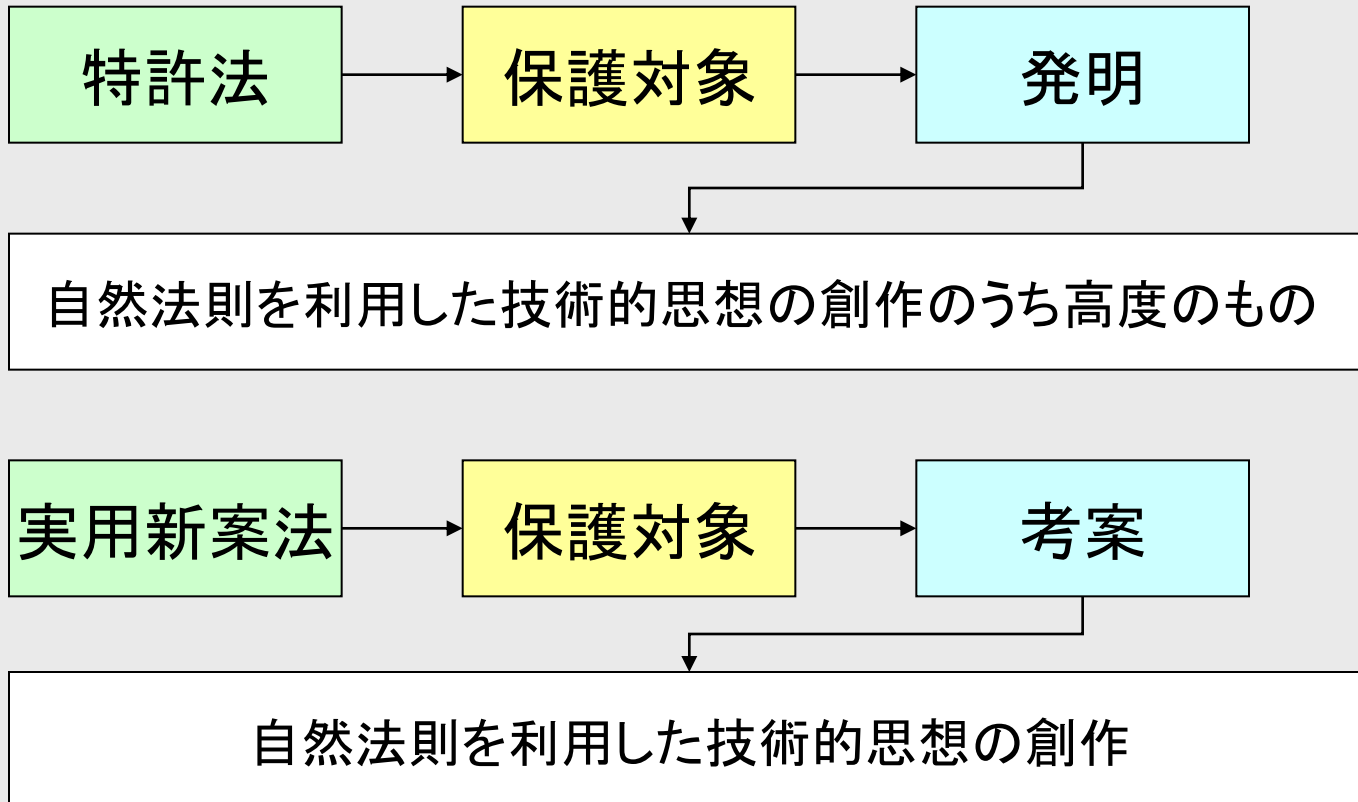


2. 知的財産権の分類(2)

	知的創造物		識別機能
登録が必要	特許権		商標権
	実用新案権		
	意匠権		
登録が不要	著作権	不正競争防止法	

3. 技術の保護(1)

技術の保護



3. 技術の保護(2)

技術的思想の創作

特許法や実用新案法の保護対象である技術的思想の創作とは、単なるアイデアではなく、また具体的に完成した製品そのものでもなく、ある程度具体化されたアイデアをいう。したがって、特許法や実用新案法によって保護を求める場合は、最終的な製品が出来ていなくても、ある程度具体性を有するアイデアの段階で保護を求めることができる。

なお、コンピュータプログラムも特許法によって保護を受けることができる。

なお、実用新案法によって保護される考案は、物品の形状、構造などに関するものに限られるので、物品の形状、構造などとの関係のない物の考案(例えばコンピュータプログラムや組成物に関するもの)や方法の考案(物の製造方法に関するもの)などは、実用新案法によって保護を受けることができず、特許法によってのみ保護を受けることができる。

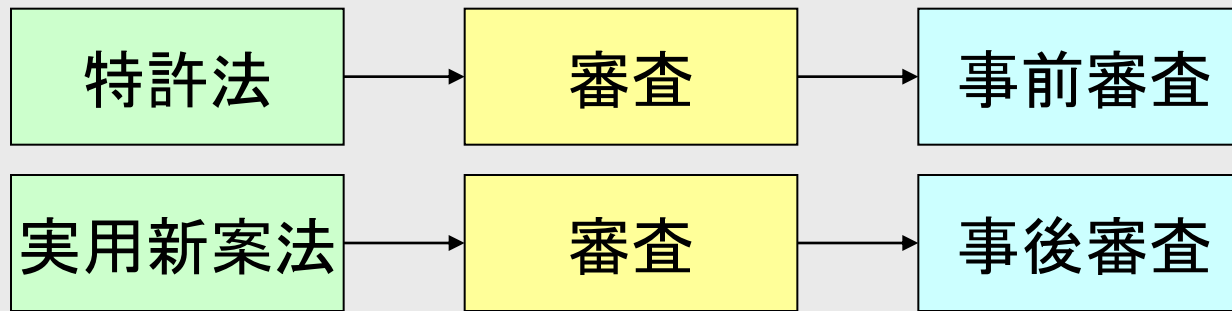
3. 技術の保護(3)

このような発明や考案であれば、必ず特許権として保護を受けることができるのではなく、新規性や進歩性という要件を具備する必要がある。

新規性とは、特許出願時に発明が新しいことであり、進歩性とは、特許出願時の技術水準に照らして技術的に優れていることである。

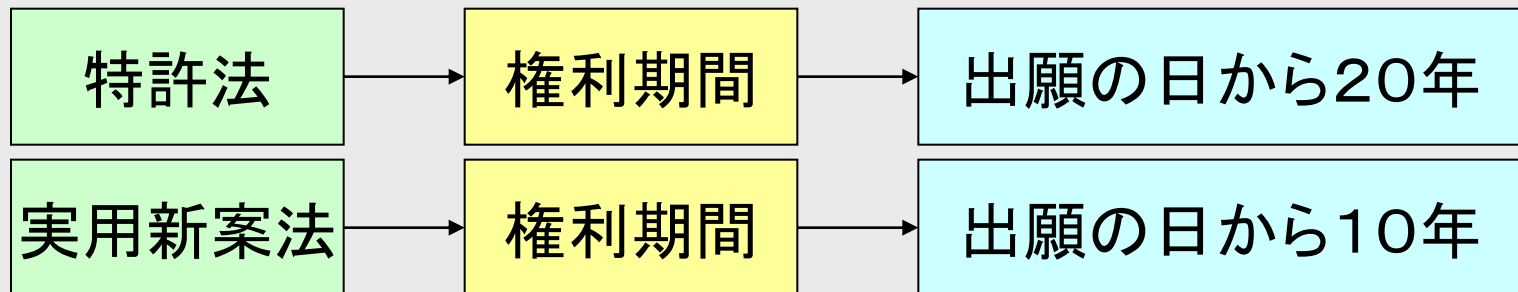
その他、同一の発明や考案について二以上の特許出願や実用新案登録出願があった場合は、先に特許庁に特許出願や実用新案登録出願をした者が権利を取得できるという先願主義が採用されている。

3. 技術の保護(4)



特許権は、特許庁によって発明の新規性や進歩性などについての実体的な審査を経た後に権利が発生するが、実用新案権は、このような実体的な審査を得ることなく権利が発生する（無審査主義）。実用新案権の権利の有効性については、紛争などが生じた後に事後的に無効審判などによって審理する。特許権は、特許庁によって権利の有効性について予めお墨付きをもらった権利であるのに対して、実用新案権は、権利の有効性については、未だお墨付きをもらっていない権利ということになる。

3. 技術の保護(5)

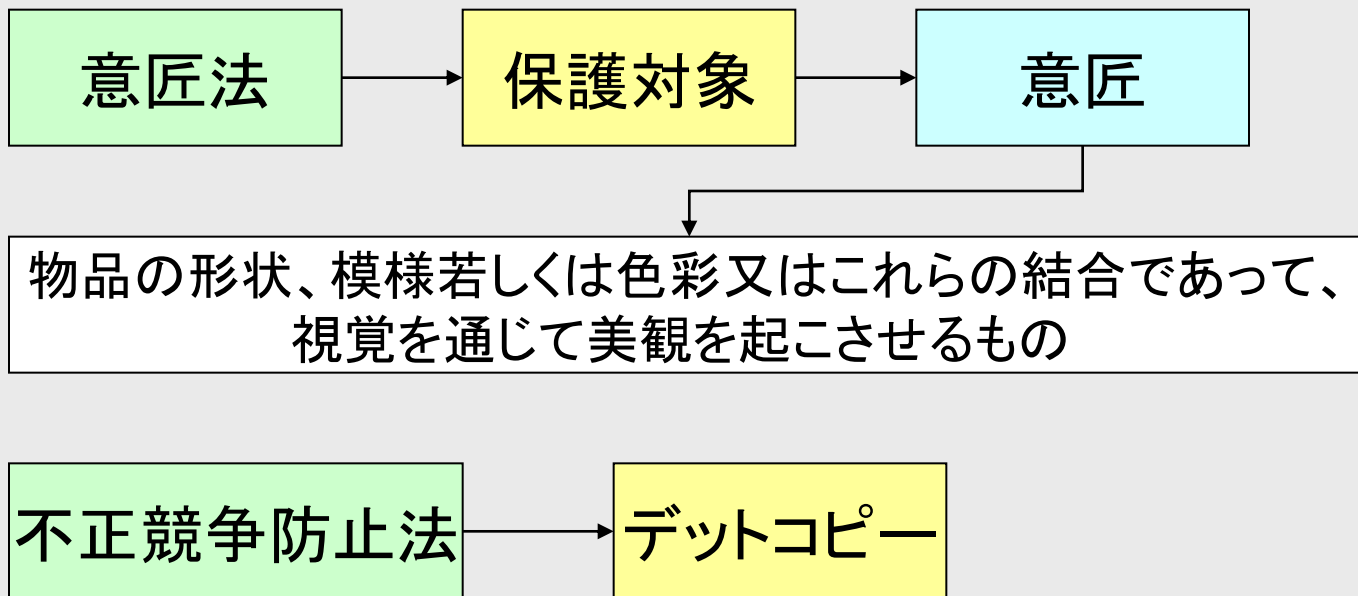


実用新案権は、特許庁の実体的な審査を経る必要がないので、早期に権利を取得できるが、特許庁から権利の有効性について予め意見(技術評価書)をもらった後でないと第三者の権利侵害に対して権利行使できない。

以上のことから、例えば、ライフサイクルが短い製品に関する技術は、実用新案法による保護を選択するが、ライフサイクルが長い製品に関する技術は、特許法による保護を選択することになる。

4. デザインの保護(1)

デザインの保護



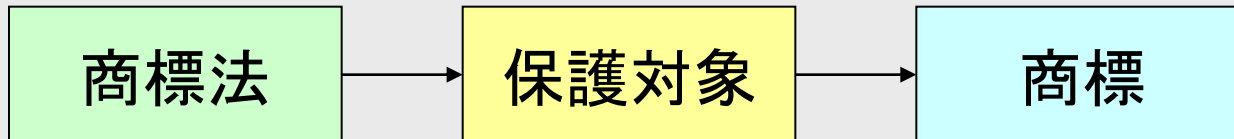
4. デザインの保護(2)

意匠権による保護を受けるための新規性は、公知のデザインと同一のデザインでないものだけでなく、公知のデザインと類似のデザインでないことが必要であり、さらに公知のデザインに基づいて容易に創作できるようなデザインも保護されない(意匠法第3条第2項)。意匠権の存続期間は、特許庁に登録された日から20年であり、その権利範囲は、同一のデザインだけでなく、類似のデザインまで及ぶ。

一方、製品のデザインについて不正競争防止法による保護を受けるために、特許庁などへ予め登録しておく必要はないが、日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過すると、保護を受けることができず、またその権利範囲も実質的に同一なデザインまでしか及ばない。

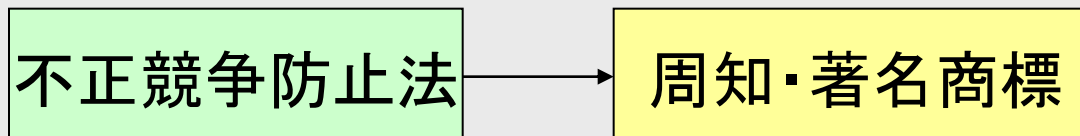
5. 商品表示の保護(1)

商品表示の保護



文字や図形などであって、自己の商品などに使用するもの

自己の商品の名称やブランドなどがその例



5. 商品表示の保護(1)

商標法によって保護を受けるためには、予め特許庁に登録を受ける必要があり、他人の既登録商標や周知・著名商標と同一又は類似しない限り、商標登録を受けることができる。商標権の存続期間は、特許庁に登録された日から10年であるが、特許権などと異なり、存続期間の更新を行うことができ、権利を半永久的に保持することができる。商標権の効力は、その商標と同一又は類似の商標まで及ぶ。

一方、商品等の表示について不正競争防止法による保護を受けるためには、特許庁への予め登録しておく必要はないが、その商品等の表示が周知又は著名である必要があり、不正競争防止法に基づいて裁判所に訴えを提起する場合、その周知・著名を自ら立証しなければならない。この周知・著名の立証は、必ずしも容易でないので、例え、貴社の商品の商品名が周知・著名であったとしても、予め商標権を取得しておいた方が良い。

6. 著作権による保護

著作権として保護を受けることができるものとして、コンピュータプログラムがある。コンピュータプログラムは、特許法の保護対象であると同時に著作権法の保護対象でもある。著作権法によって保護を受けるためには、文化庁などに登録しておく必要はなく、また保護期間も原則として著作者の死後50年と非常に長いので、特許法による保護よりも優れているように思える。しかし、著作権法によって保護されるコンピュータプログラムは、その技術思想ではなく、表現そのものであり、それを違法に複製したりすることを防止することができるが、同様のコンピュータプログラムを模倣せずに第三者が作成した場合まで権利行使することができない。もっとも、著作権法には、翻案権があり、貴社のテレビゲームのコンピュータプログラムを第三者によって改変されるのを防止することができる。

また、キャラクターについて著作権法によって保護を受けることができ、そのキャラクターに関するアクセサリーや文房具など様々なものに商品展開することができる。

7. 考えてみよう！

Q 当社は、今度、新しいテレビゲームを開発し、それを製造販売する予定である。しかし、他社に真似されてはとても困るので、何とか真似されないようにプロテクトしたい。何か、良い方法がないでしょうか。



1. 特許制度の概要(1)

特許権の内容は？

業として特許発明を**独占排他的**に実施する権利

何故、独占権を付与するのか？

特許法の目的(1条)

発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって**産業の発達**に寄与すること

1. 特許制度の概要(2)

独占権を付与すると何故、産業の発達に寄与するのか？

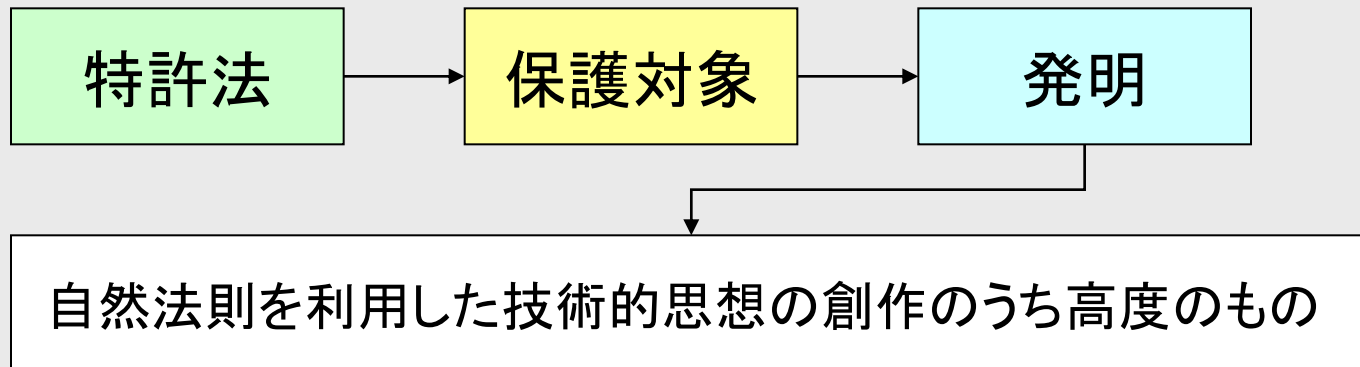
出願公開制度

特許出願の内容は、出願の日から1年6ヶ月経過したら公開

公開された発明にさらに技術を積み重ねていく

二重の研究を排除

2. 特許法の保護対象(1)



2. 特許法の保護対象(2)

自然法則

自然界において経験的に見いだされる法則

自然法則には、理科で習った万有引力の法則のような「〇〇法則」といった立派な(?)もののみならず、「水は高いほうから低いほうへ流れる」というような、いわゆる「経験則」も含まれる。「自然法則を利用するもの」とは、このような自然法則を利用して一定の結果を出すものをいう。たとえば、「水は高いほうから低いほうへ流れる」という自然法則を利用して、落下する水で回転する水車を作れば、この水車は自然法則を利用するものといえる。

一方、計算方法のような人間の知能的活動により案出された法則を利用するものや、ゲームのルールのような自然法則とは無関係な人為的な取り決めを利用するもの、または催眠術を利用した広告方法のような心理法則を利用するものは、発明とはみなされない。また、永久機関のような自然法則に反するものや、万有引力の法則のような自然法則それ自体も、「自然法則を利用するもの」とはいえません。よってこれらは発明とはみなされず、特許で保護されることもありません。

2. 特許法の保護対象(3)

技術的思想

→ 一定の目的を達するための、
技術に関する具体的なアイデア

たとえば「鉛筆が転がって落下するのを防ぐという目的を達成するために、鉛筆の外形を六角形にする」というアイデアは、技術的思想にあたる。これに対し、ある機械の操作方法マニュアルなどは、単なる情報の開示にすぎないので、技術的思想に該当しません。また、技術的思想は客観的に伝達できるものでなければならない。つまり、誰がやっても同じ結果が得られるものでなければならない。たとえば、先に示した「鉛筆が転がって落下するのを防ぐという目的を達成するために、鉛筆の外形を六角形にする」というアイデアは、誰が鉛筆を六角形にしても、転がって落下することを防ぐことができる。ところが、野球の監督の選手管理方法などは、監督個人の技能・才能によるものである。誰が監督やっても、王監督や原監督のように選手を管理できるわけではない。これは客観的に他の人に伝えられるものではないので、技術的思想には該当しない。

2. 特許法の保護対象(4)

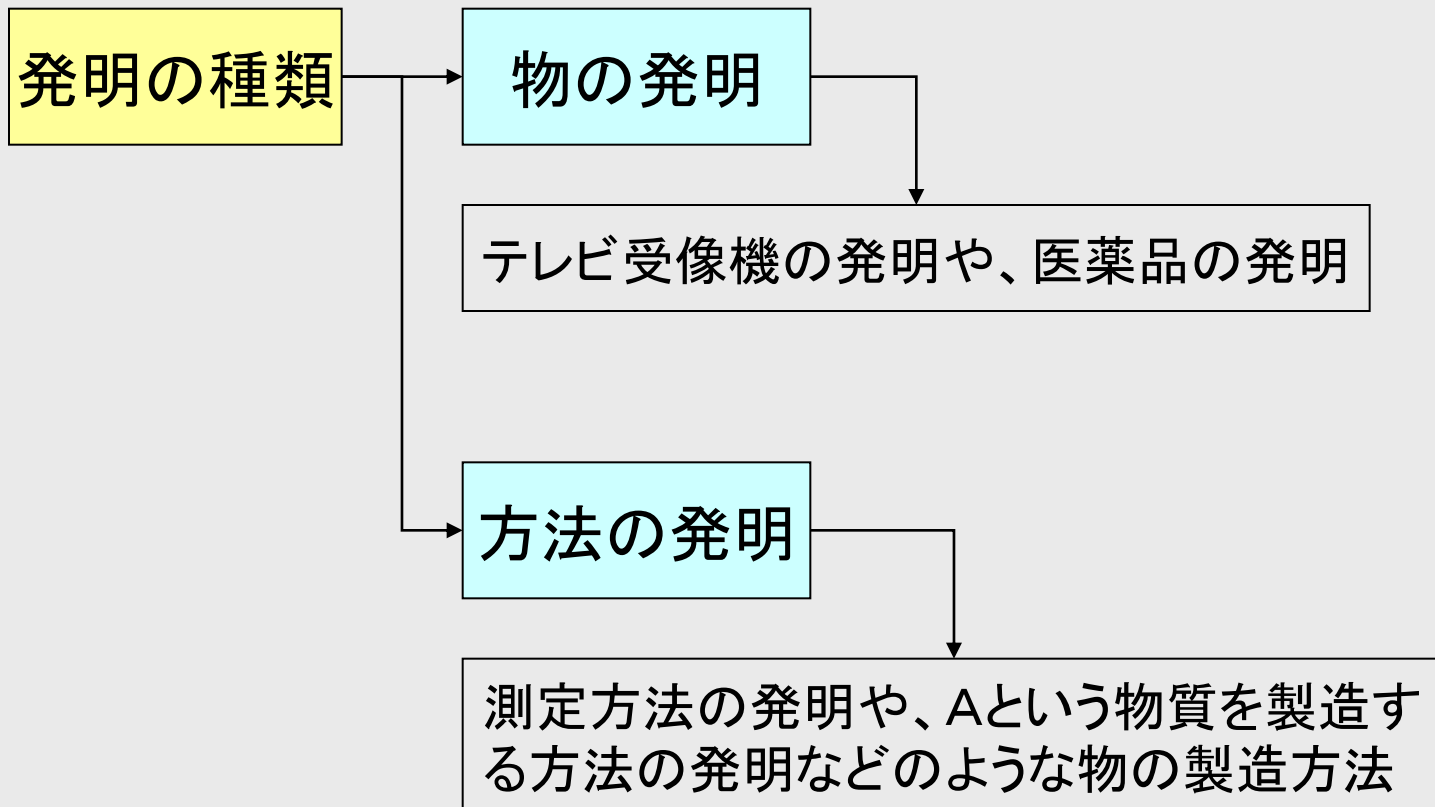
創作

→ 新しさを有し、作り出したものであり、
かつ、自明の事柄でないことが必要

創作とよく似たものに発見がある。発見は、昔から存在していたものを人間がはじめて見つけ出したものである。その点、今までなかったものを新たに作り出した創作とは異なる。たとえば、レントゲンがX線を見つけたのは発見ですが、その後X線を利用したレントゲン撮影装置を作ったことは、創作にあたる。

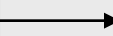
これまで存在していたものの新しい用途を発見したという場合がある。これは発見でしょうか？それとも発明でしょうか？たとえば、ニトログリセリンという物質がある。ニトログリセリンは、昔から爆薬の原料として使われていた。ところが、その後心臓薬として使用できることがわかった。このような場合、特許法では、ニトログリセリンを心臓薬として使用する用途の発明として保護する。このような発明を「用途発明」という。

2. 特許法の保護対象(5)



2. 特許法の保護対象(6)

コンピュータプログラム



「物の発明」として保護

コンピュータのプログラムは電子計算機に対する指令であって、1つの結果を得ることができるように組み合わされたものである。これまでは、プログラムは、人間の思想、心情等を表現した著作物の一種と考えられ、著作権法により保護されていた。

近年の情報技術の進展にともない、プログラムが、通常の「物」と同様にインターネットなどを介して流通するようになった。つまり、プログラム等の情報財の、経済活動における価値が急速に高まってきた。

通常の「物」と同じように、新しいプログラムが「プログラムの発明」として特許法で保護されることになった。

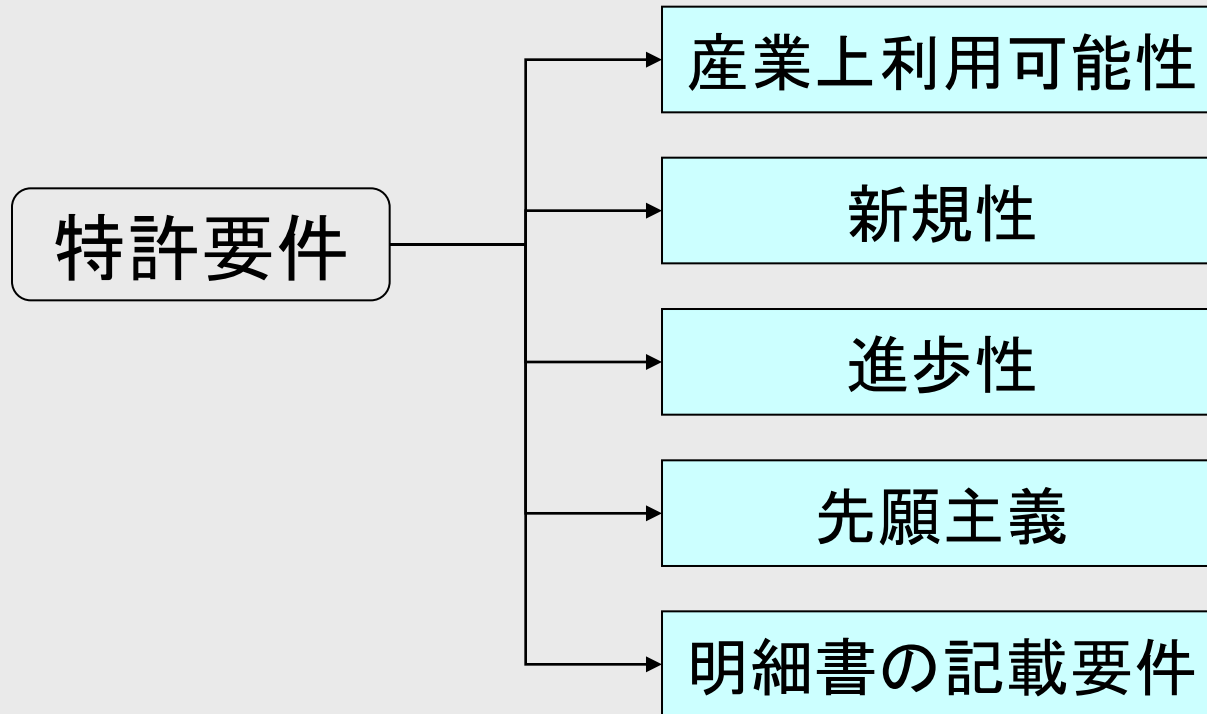
2. 特許法の保護対象(7)

ビジネスモデル特許

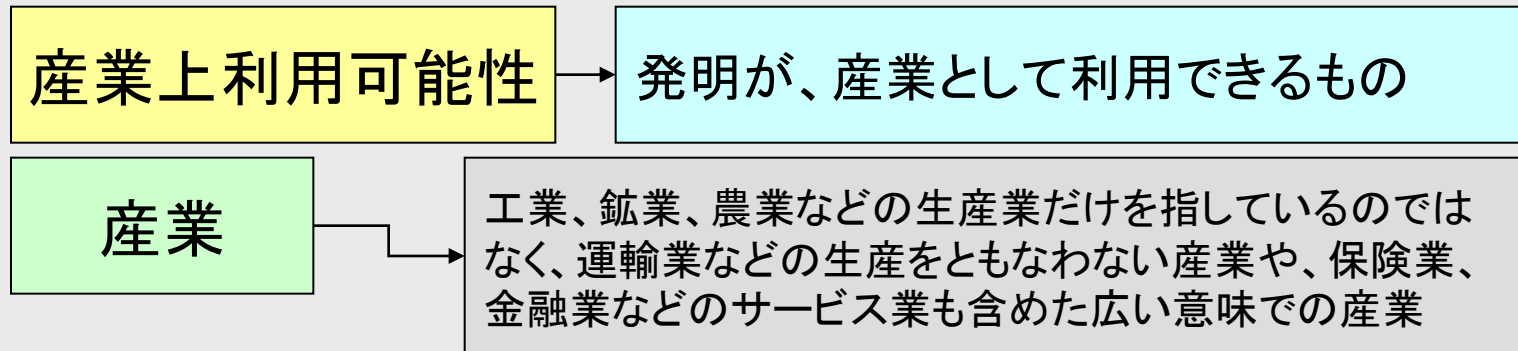
従来、物か方法の発明しか認められていなかった特許であるが、その「方法」も、範囲が広まりつつある。従来、特許にはなり得ないとされていた「ビジネス」の方法も、特許として認められたのである。それが「ビジネスモデル特許」である。ビジネスモデル特許とは、主としてコンピュータを活用してビジネスを行う方法、あるいはその方法を実施するためのシステムを、発明の対象として保護する特許である。つまり、インターネットやコンピュータシステムを用いて実現したビジネスの方法は、物の測定方法の発明などと同様に、ビジネスモデルとして保護されるということである。

ビジネスモデル特許は、1998年に米国で最初に成立し、この新しい特許は大変話題になった。この米国でのビジネスモデル特許成立の影響は、全世界に及ぼした。もちろん、わが国も同様である。わが国においても、これまでに大量のビジネスモデルに関する特許出願がなされたといわれている。2000年10月、特許庁はビジネスモデル特許について審査基準(審査の方針)を発表した。ビジネスモデル特許として有名なものに、アマゾン・ドットコム社のネット販売方式に関する特許、シティバンク社の電子マネーに関する特許等が知られている。

3. 特許要件(1)



3. 特許要件(2)



たとえば、医薬品の発明は、医薬品製造業や医薬品販売業として実施(利用)できるので、産業上利用することができる発明である。

人間を手術、治療、診断する方法

人道上広く開放すべきという理由などから、産業上利用することができる発明には該当しない。なぜなら、もし悪性の病気が世界に蔓延し、次々と死者がでるような事態になった場合、その病気の治療法が「特許」で守られていると、治療が限定され、助かる命も救えなくなる可能性がある。

考えてみよう！

Q1 当社は、新しい技術内容を有する測定機器を開発しましたが、既に学会でその技術内容を発表してしまいました。その場合でも、特許を取得することができるのでしょうか。

3. 特許要件(3)

新規性

発明が、客観的にも新しいもの

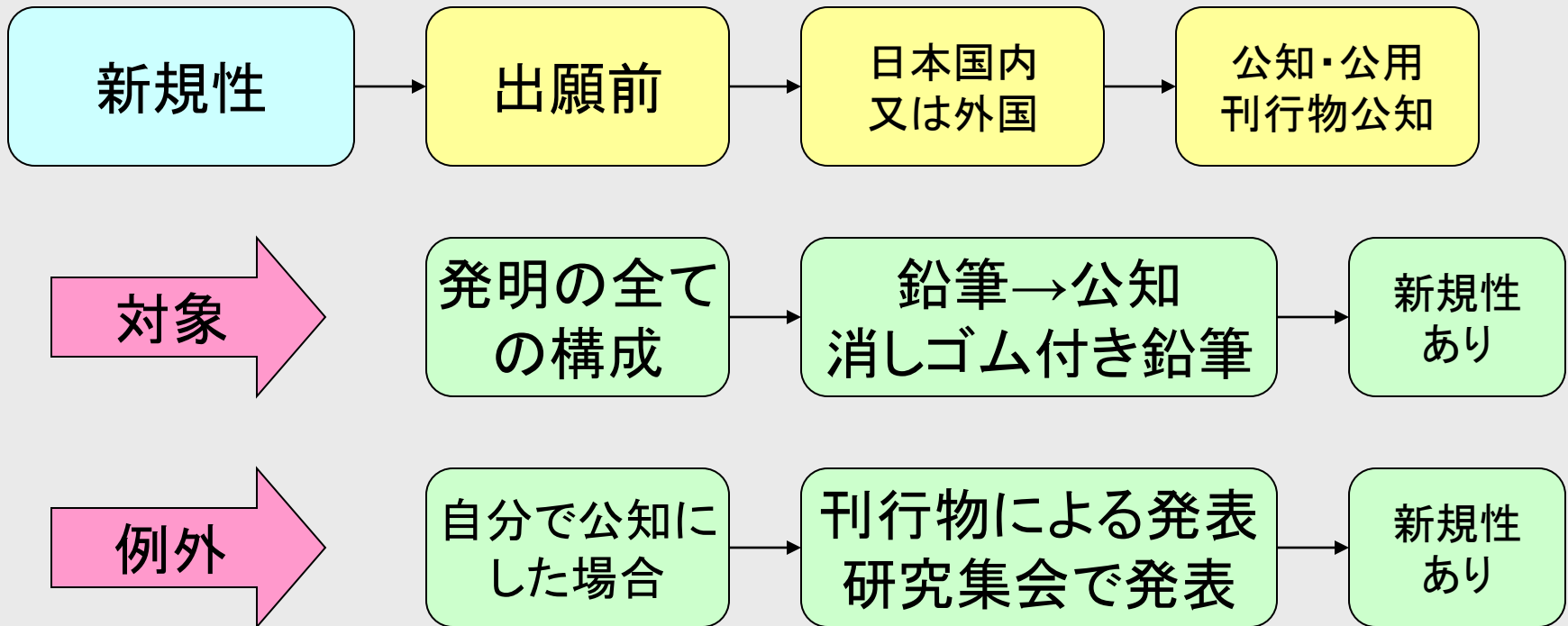
特許制度は、新しい発明を世の中に公開する代償として、一定期間特許権を付与するものである。そのため、客観的に新しい発明のみを保護する。発明が客観的に新しいとは、特許出願のときに、発明がいまだ公衆に知られていないということである。テレビで放映された発明や、発明品が販売された発明、文献に記載されたり、インターネットで公表された発明などは新規性がない発明の代表例である。

新規性喪失の例外

学会発表、刊行物発表など

新規性喪失の日から6月以内

3. 特許要件(4)



考えてみよう！

Q2 今回は、予稿集は、発行されていません。従いまして、学会の発表の日から6ヶ月以内に特許出願をすれば、その6ヶ月の間に他人が同一の発明について特許出願をしても問題がないのでしょうか。

考えてみよう！

Q3 それでは、学会の発表の日から6ヶ月以内に特許出願をし、その出願よりも前に同一発明についての特許出願がない場合、特許を受けることができるのでしょうか。

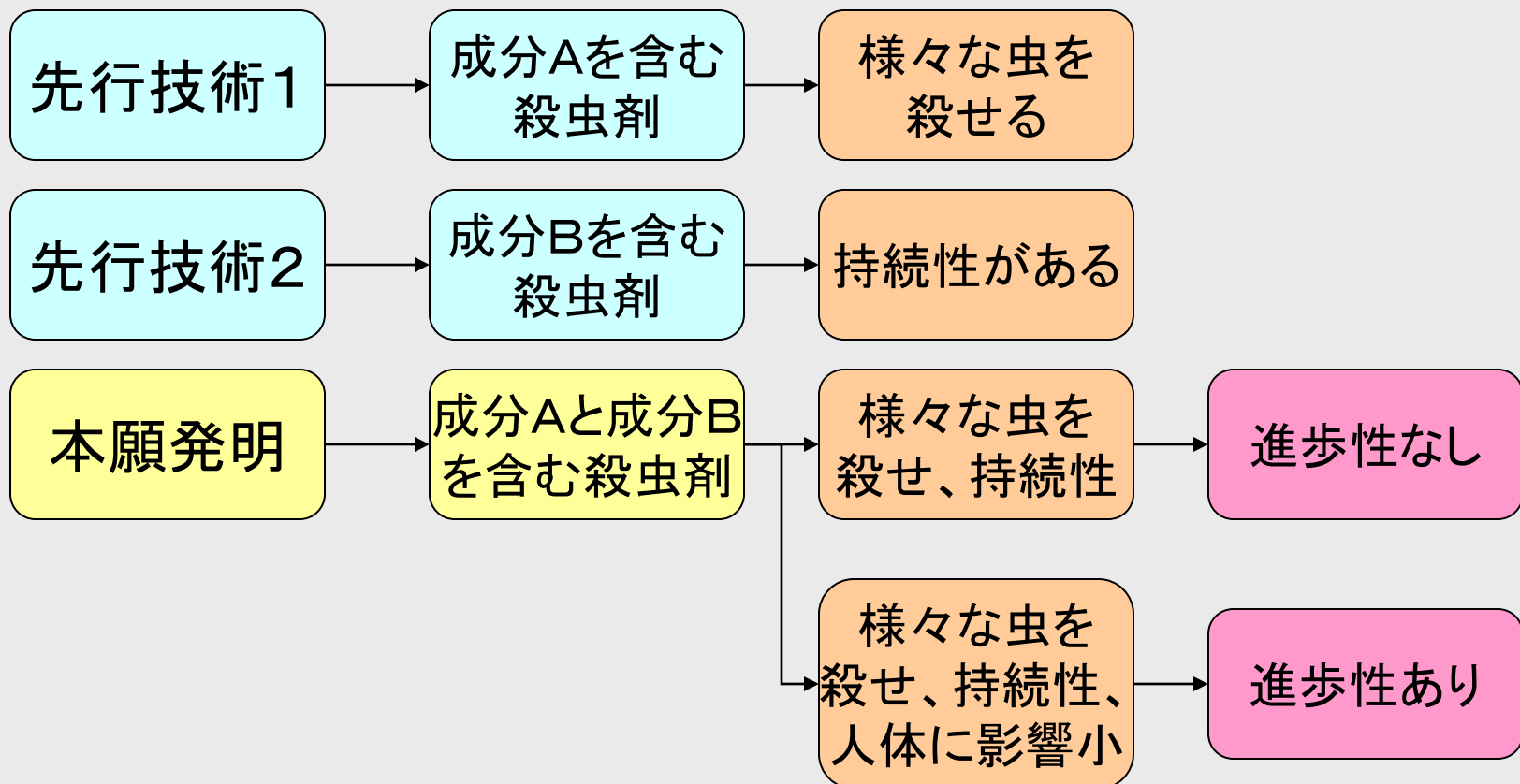
3. 特許要件(5)

進歩性

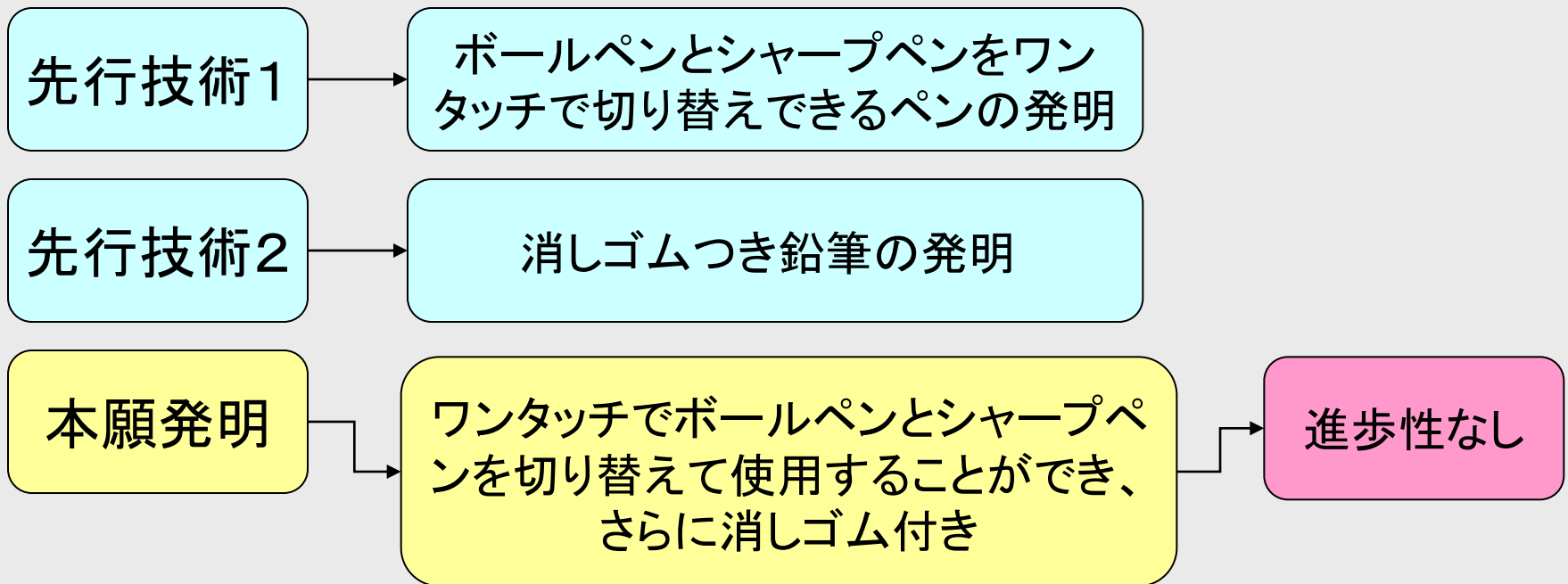
→ 発明が、先行技術に対して技術的に優れていること

たとえ新規性がある発見であっても、従来の技術をほんの少し改良しただけの発明のように、その技術分野の専門家が、従来の技術を基礎として容易に思いつくような発明は、特許を受けることができない。これを「発明の進歩性」という。特許制度は、新しい発明を公開し、その発明を基礎として、次の新しい技術を生み出すことにより、産業活動を活発にしようという制度である。ところが、従来の技術をほんの少し改良しただけの発明などは、次の新しい技術を生み出す原動力にならない。また、そのような発明に特許権を与えますと、かえって産業活動の妨げになることから、この進歩性の要件が課されている。

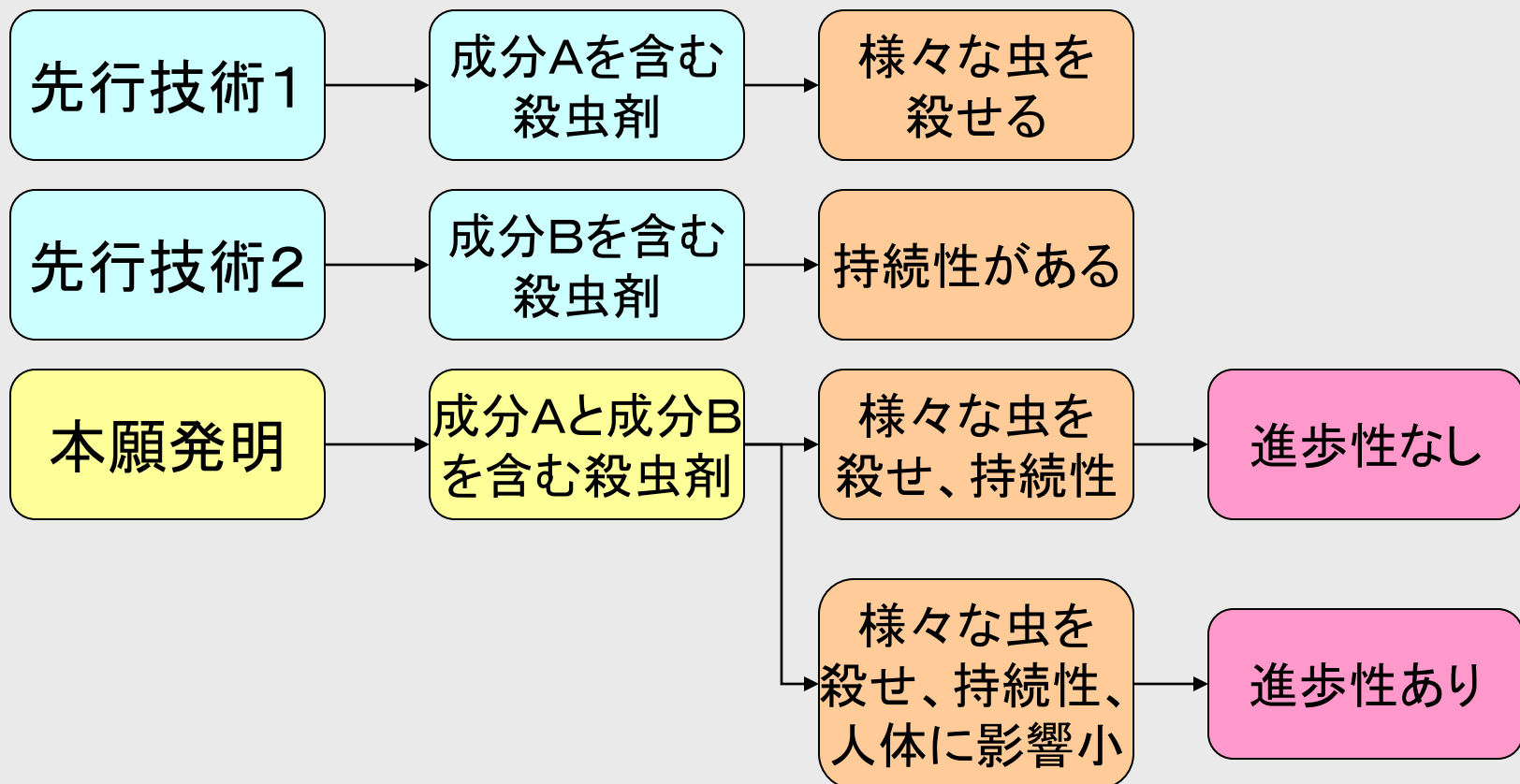
3. 特許要件(6)



3. 特許要件(7)



3. 特許要件(8)



3. 特許要件(9)

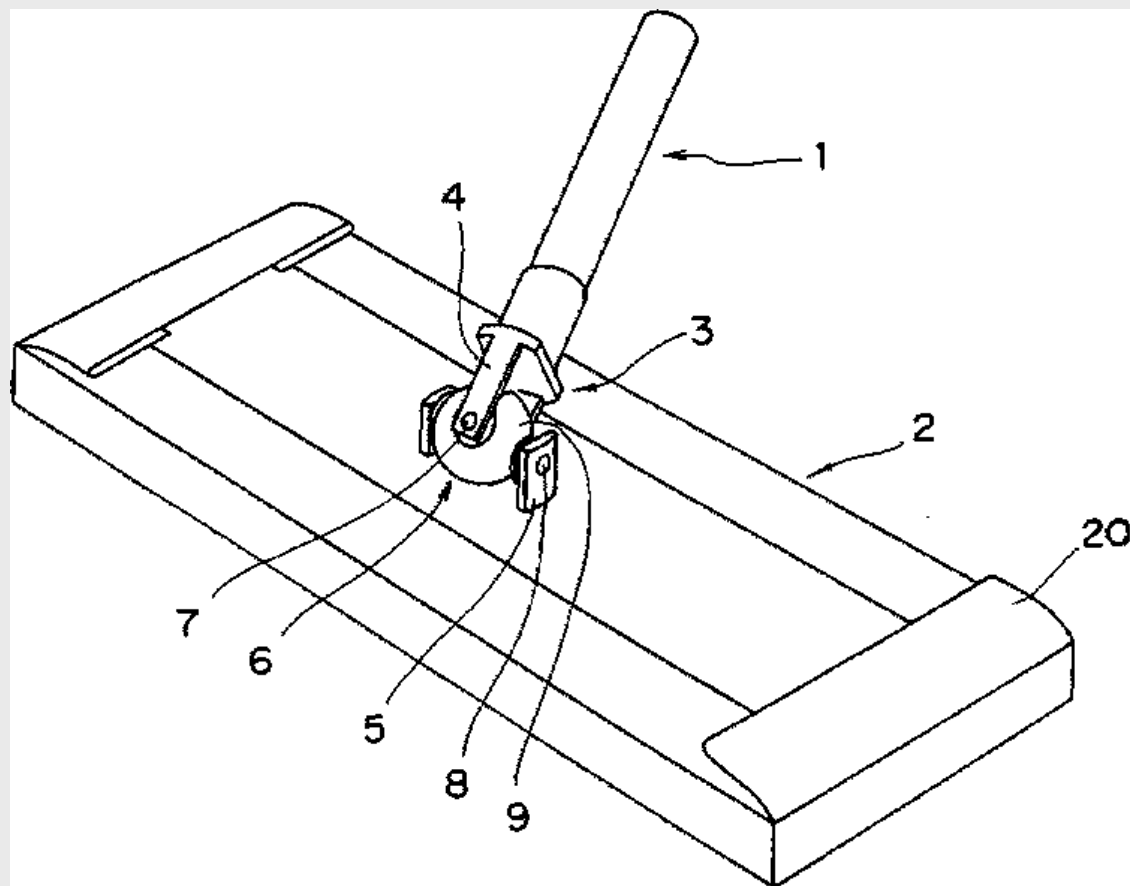
クイックルワイパー



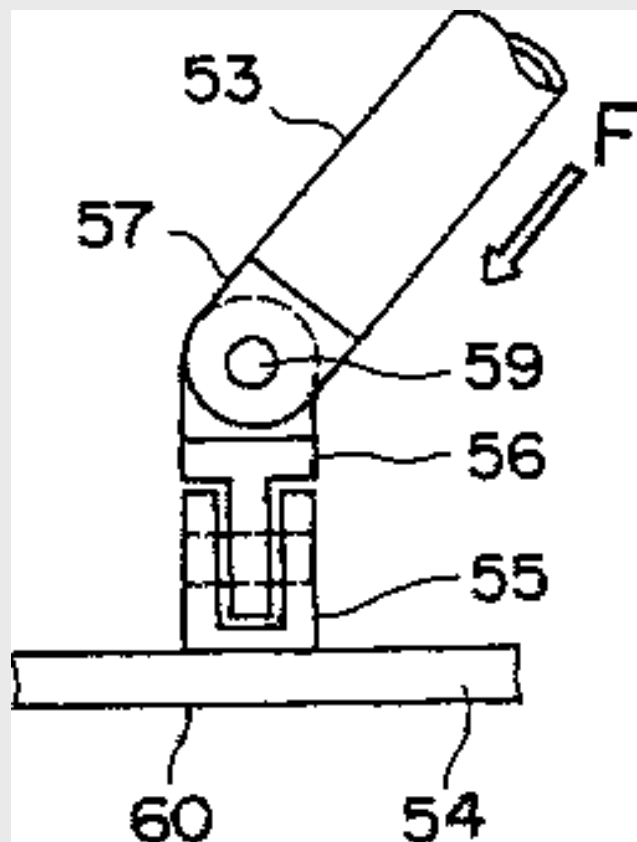
3. 特許要件(10)

柄(1)と、
清掃ヘッド(2)と、
該柄(1)と清掃ヘッド(2)とを連結するジョイント(3)と、
から構成される清掃用具において、
上記ジョイント(3)は、柄(1)の先端に形成された第1ヨーク(4)と、
清掃ヘッド(2)の上部に形成された第2ヨーク(5)と、
該第1、第2ヨーク(4,5)を連結する連結部材(6)とから構成され、
上記連結部材(6)は**同一平面上で相互に直交する**
第1、第2回動軸心(25,26)を有し、
且つ該連結部材(6)は、第1回動軸心(25)の両端部において
上記第1ヨーク(4)に回転可能に支持され、
第2回動軸心(26)の両端部において第2ヨーク(5)に回転可能に
支持されたことを特徴とする清掃用具。

3. 特許要件(11)



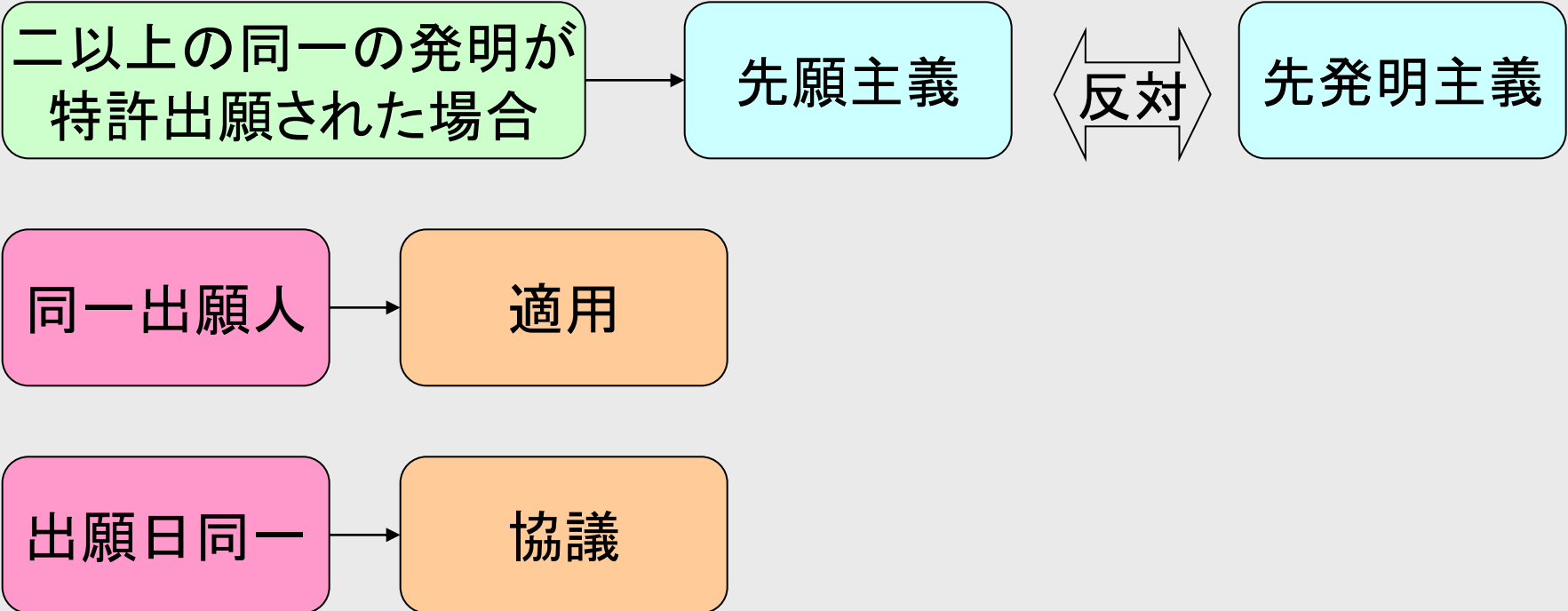
3. 特許要件(12)



3. 特許要件(13)

清掃面60を柄53に対して任意の方向に向け易くはなっているが、清掃ヘッド54を床や壁に押し付けるための力F(第12図)によって、連結部材56が第1支点ピン58の回りで回転することがある。これは、第1支点ピン58と第2支点ピン59が一直線上にないために力が分散し易く、その結果、第1支点ピン回りの回転力が発生するからである。

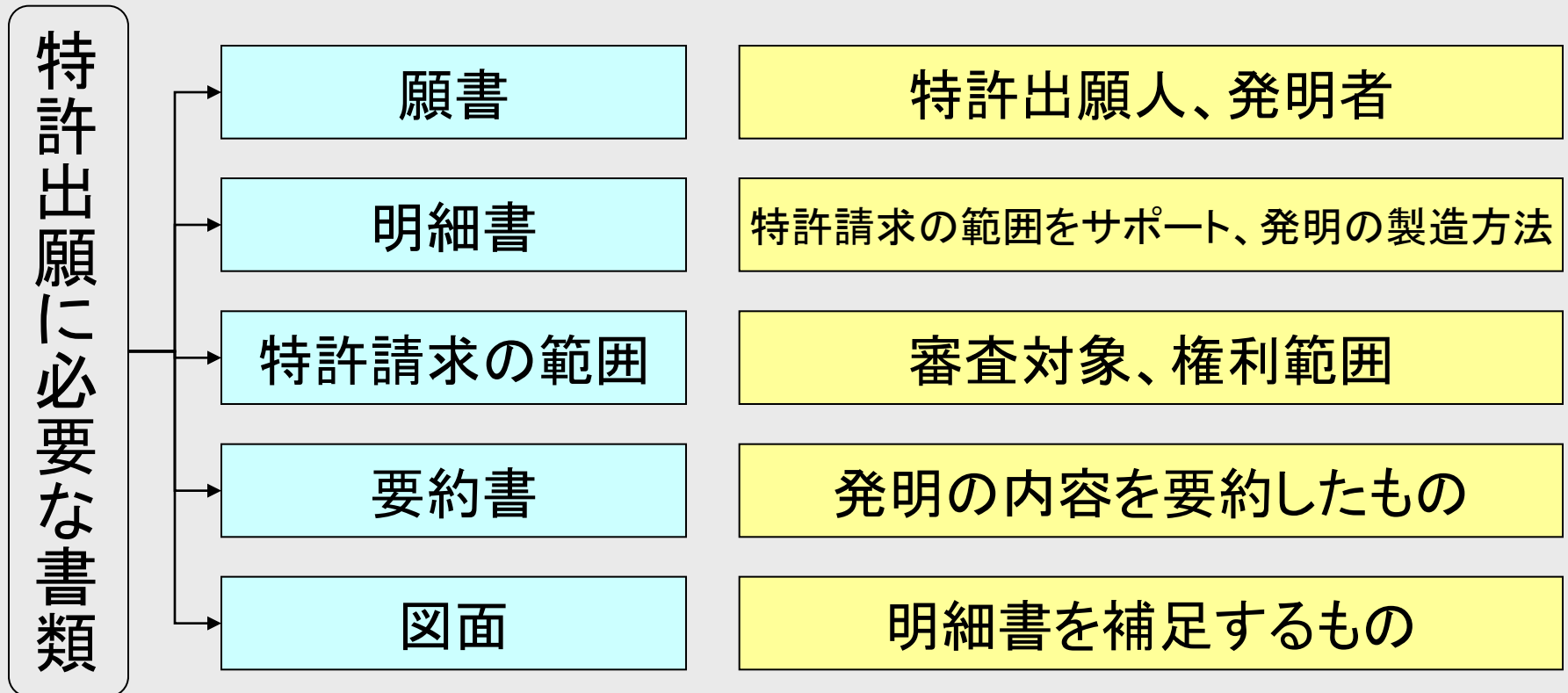
3. 特許要件(14)



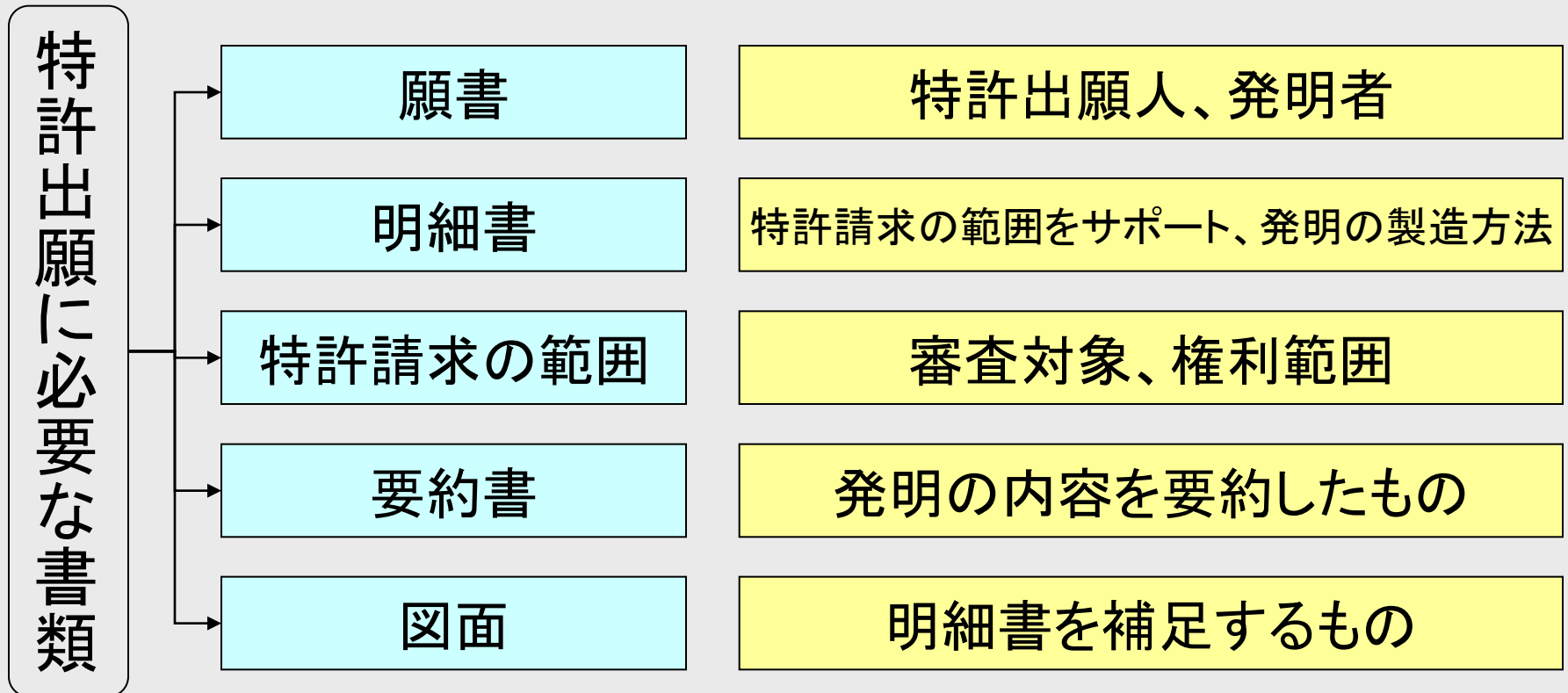
考えてみよう！

Q4 特許を取得する場合には、どのような書類を用意すれば良いのでしょうか？

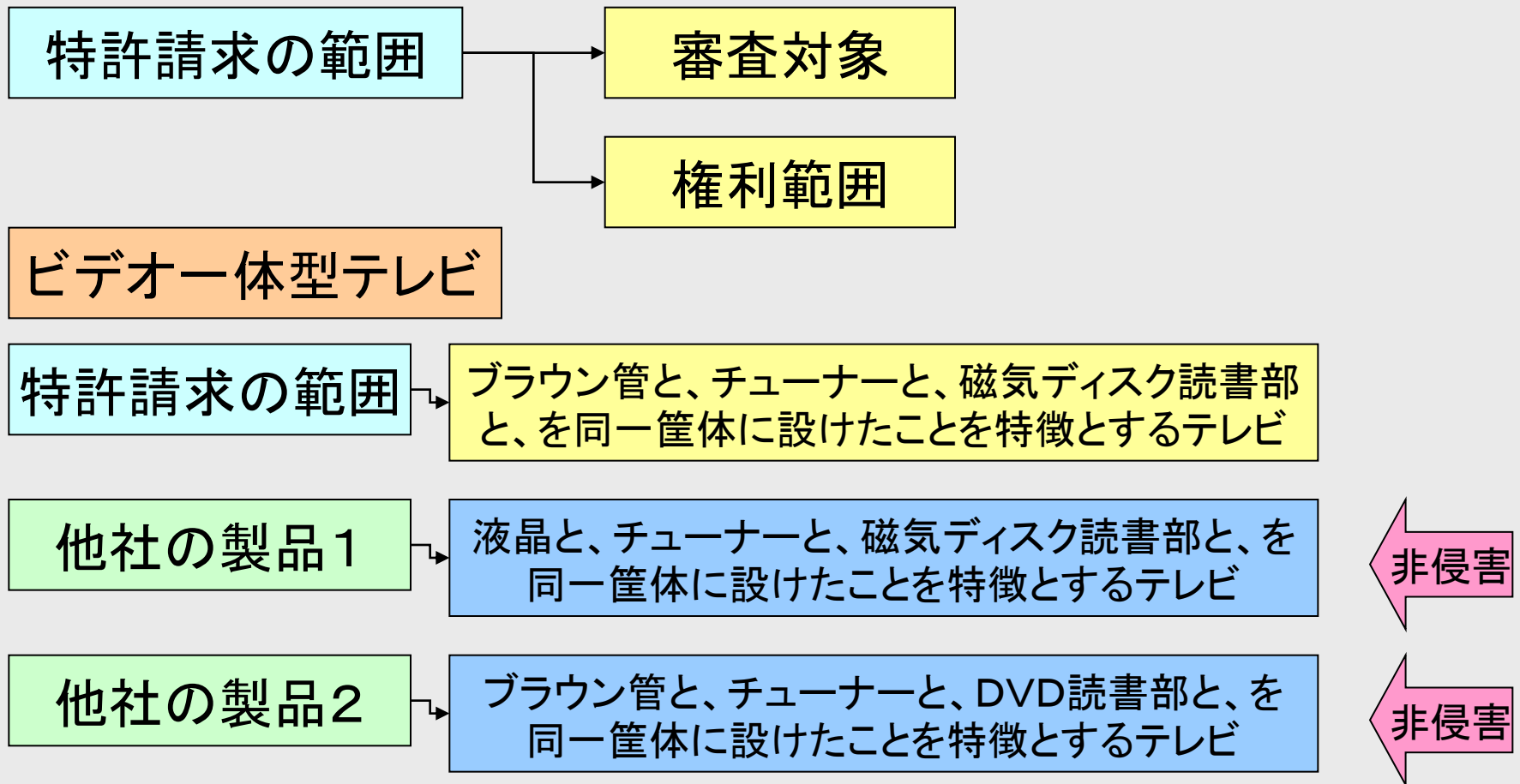
3. 特許要件(15)



4. 特許取得手続(1)



4. 特許取得手続(2)



4. 特許取得手続(3)

ビデオ一体型テレビ

特許請求の範囲

上位概念

映像表示部と、チューナーと、録画部と、を
同一筐体に設けたことを特徴とするテレビ

他社の製品1

液晶と、チューナーと、磁気ディスク部と、を同一
筐体に設けたことを特徴とするテレビ

侵害

他社の製品2

ブラウン管と、チューナーと、光ディスク部と、を
同一筐体に設けたことを特徴とするテレビ

侵害

4. 特許取得手続(4)

ビデオ一体型テレビ

特許請求の範囲

映像表示部と、チューナーと、録画部と、を同一筐体に設けたことを特徴とするテレビ

明細書

従来技術

従来は、テレビとビデオが別々であった。

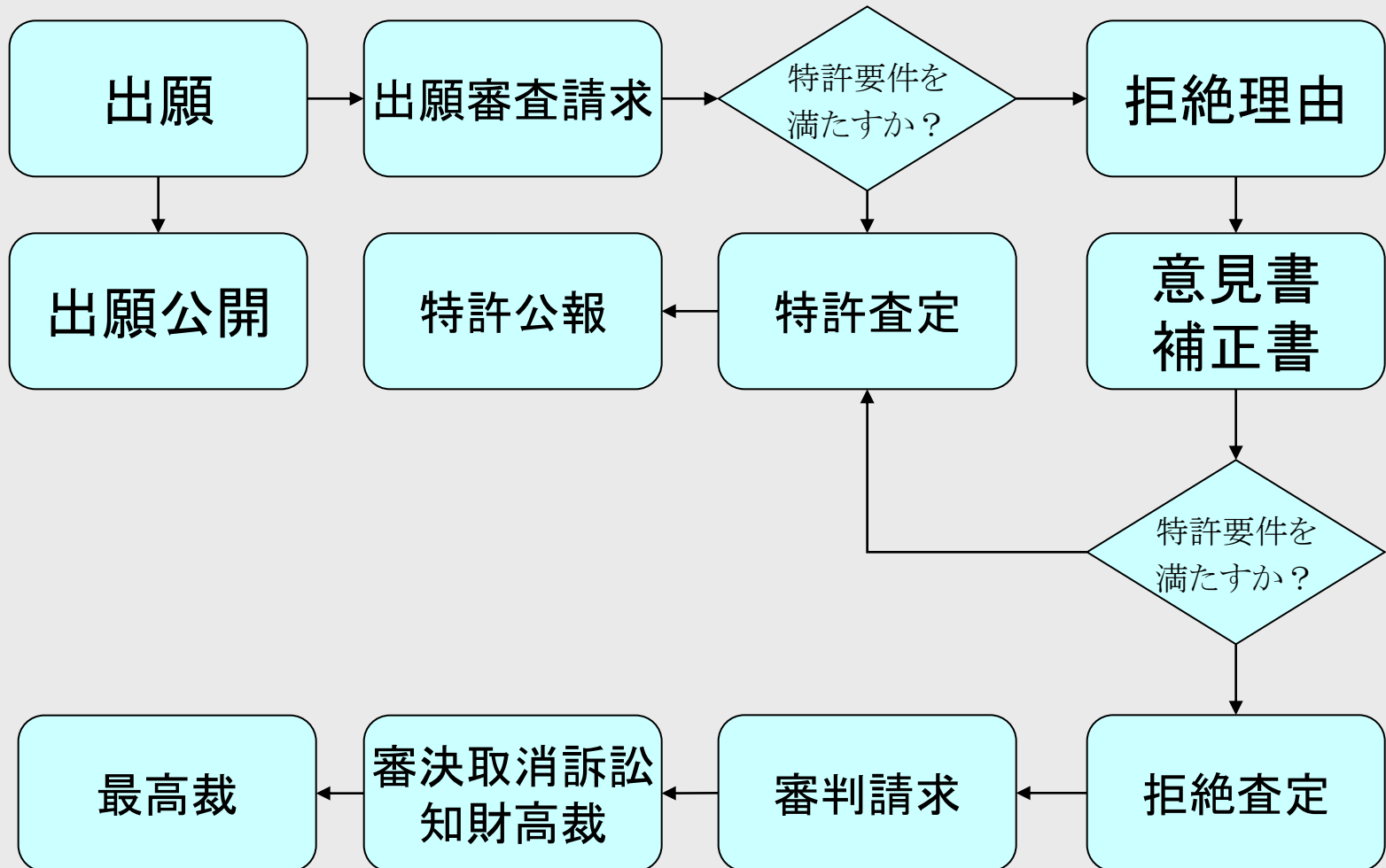
課題

テレビとビデオをコードで繋がらなければならず、素人は、設置が容易でなかった。

実施の態様

映像表示は、液晶かなる。チューナーには、地上波の他、衛星放送も含まれている。録画部は、ビデオなどの磁気テープやDVDなどの記憶媒体を読み書きできるように構成されている。

4. 特許取得手続(5)



4. 特許取得手続(6)

審査請求

特許出願の日から3年以内

審査請求がされて新規性や進歩性などの実体的な審査が開始される。

審査請求がされない

出願取下犠牲

審査期間

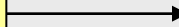
2～3年

早期審査制度

4ヶ月以内

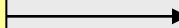
4. 特許取得手続(7)

出願公開



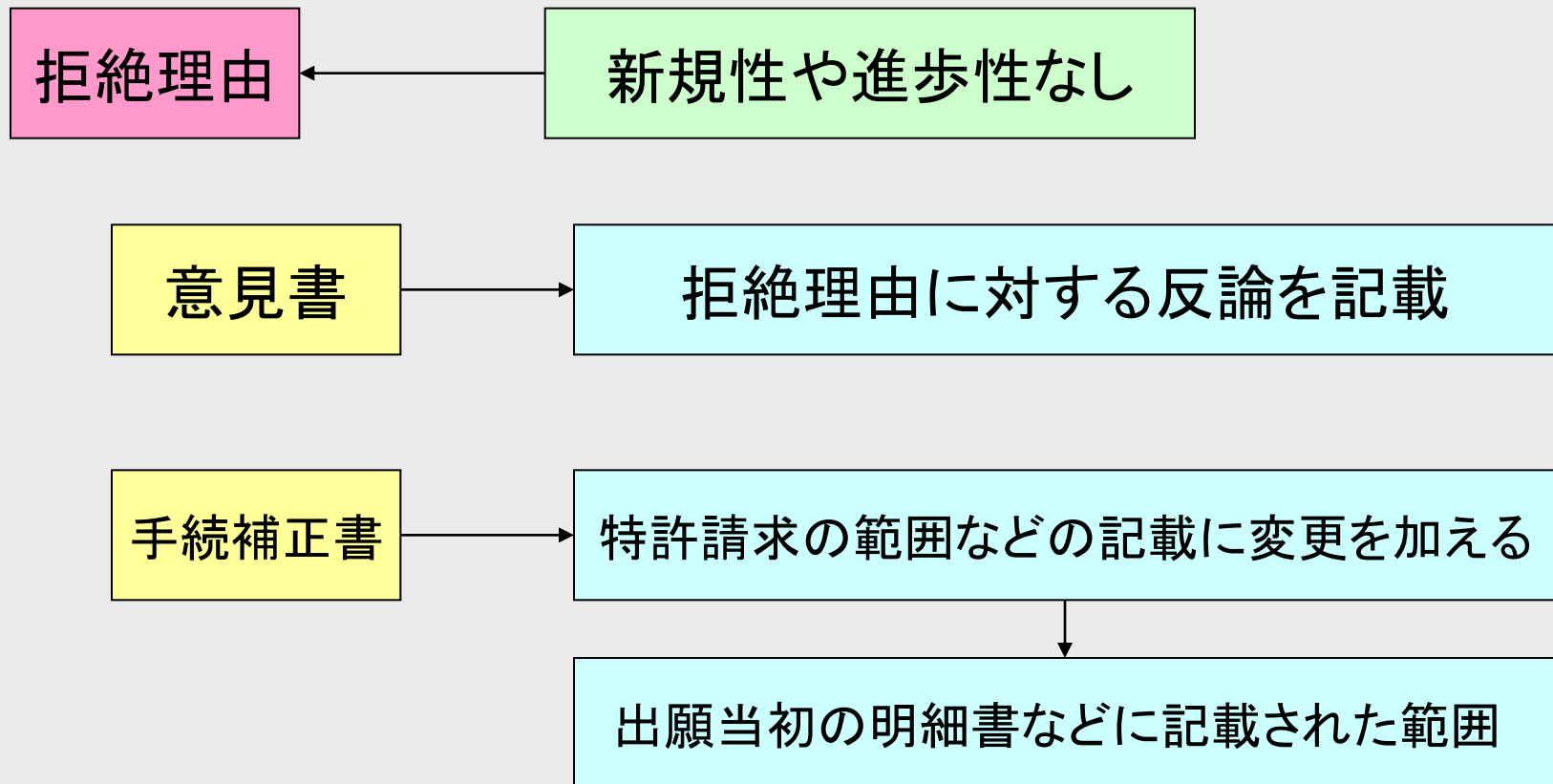
特許出願の日から1年6月で公開

特許公報



特許が付与されたら公開されるもの

4. 特許取得手続(8)



4. 特許取得手続(9)

特許請求の範囲

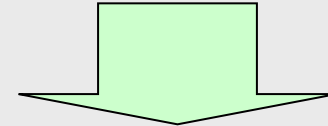
1. 光反応槽を有する汚水処理装置
2. 前記光反応槽には、光触媒が存在する請求項1に記載された汚水処理装置

明細書

- ・光触媒は、不織布からなるフィルタ内に担持されている。
- ・紫外線照射ランプは、紫外線をフィルタに対して垂直に照射させるように設けられている。

引用文献

- ・光反応槽を有する汚水処理装置



補正後の特許請求の範囲

1. 光反応槽を有する汚水処理装置であって、該光反応槽には、光触媒が存在する汚水処理装置

4. 特許取得手続(10)

特許請求の範囲

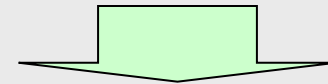
1. 光反応槽を有する污水处理装置
2. 前記光反応槽には、光触媒が存在する請求項1に記載された污水处理装置

明細書

- ・光触媒は、不織布からなるフィルタ内に担持されている。
- ・紫外線照射ランプは、紫外線をフィルタに対して垂直に照射させるように設けられている。

引用文献

- ・光反応槽を有する污水处理装置であって、該光反応槽には、光触媒が存在する污水处理装置



補正後の特許請求の範囲

1. 光反応槽を有する污水处理装置であって、該光反応槽には、光触媒が担持された不織布からなるフィルタが存在する污水处理装置

1. 光反応槽を有する污水处理装置であって、該光反応槽には、光触媒が担持された不織布からなるフィルタが存在し、紫外線照射ランプは、紫外線をフィルタに対して垂直に照射させるように設けられている污水处理装置

4. 特許取得手続(11)

出願分割

特許出願の一部を切り離して出願

特許請求の範囲

1. 光反応槽を有する汚水処理装置
2. 前記光反応槽には、光触媒が存在する請求項1に記載された汚水処理装置

明細書

- ・光触媒は、不織布からなるフィルタ内に担持されている。
- ・紫外線照射ランプは、紫外線をフィルタに対して垂直に照射させるように設けられている。

出願1

1. 光反応槽を有する汚水処理装置
2. 前記光反応槽には、光触媒が存在する請求項1に記載された汚水処理装置

出願2

1. 光反応槽を有する汚水処理装置であって、該光反応槽には、光触媒が担持された不織布からなるフィルタが存在する汚水処理装置

4. 特許取得手続(12)

国内優先

特許出願の日から1年以内に追加

特許請求の範囲

1. 光反応槽を有する污水处理装置
2. 前記光反応槽には、光触媒が存在する請求項1に記載された污水处理装置

明細書

- ・光触媒は、不織布からなるフィルタ内に担持されている。

特許請求の範囲

1. 光反応槽を有する污水处理装置であって、該光反応槽には、光触媒が担持された不織布からなるフィルタが存在し、紫外線照射ランプは、紫外線をフィルタに対して垂直に照射させるように設けられている污水处理装置

明細書

- ・光触媒は、不織布からなるフィルタ内に担持されている。
- ・紫外線照射ランプは、紫外線をフィルタに対して垂直に照射させるように設けられている。

5. 発明の内容(1)

請求項1

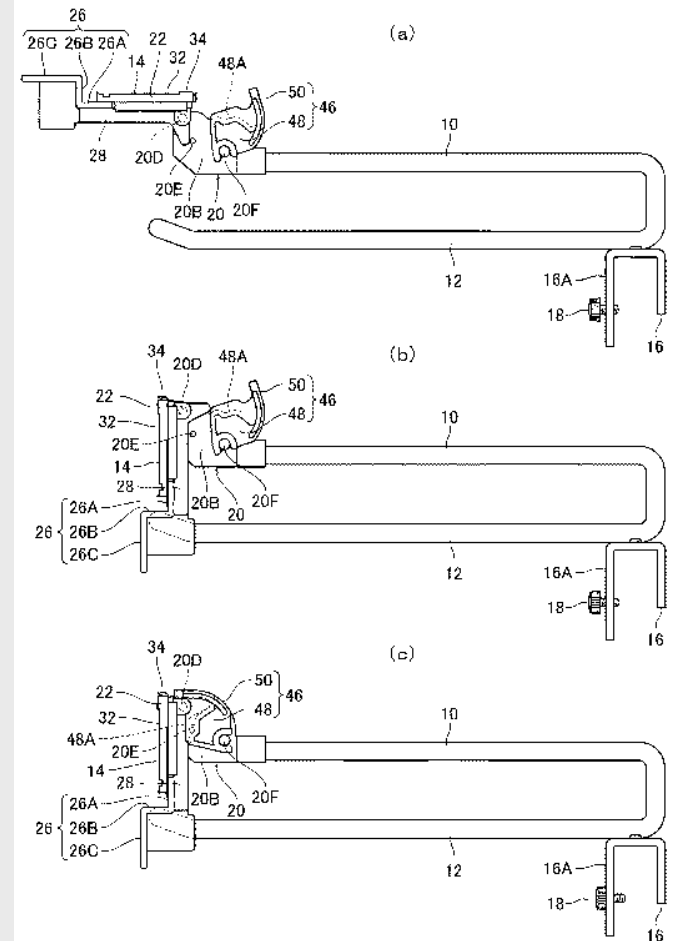
(a) 上下に並行に設けられた一対のバー10、12の下方バー12に商品を吊り下げることが可能に構成されており、

(b) 上方バー10の先端に商品内容表示部14が設けられ、

(c) 該商品内容表示部14は、前記下方バー12に吊り下げられた商品が下方バーから引き出されるのを妨げるように前記上方バー10と下方バー12の間の少なくとも一部を塞ぎ、

(d) 商品内容を前方に向けて表示する商品内容表示位置(図2(c))、及び商品内容を前方以外の方向に向ける商品内容非表示位置(図2(a))の間を変位可能に構成されている商品の吊り下げ展示具において、

(e) 前記商品内容表示部14を前記商品内容表示位置でロックし、所定の方向に押圧することによって、前記ロック状態が解除されるロック部材46をさらに備えていることを特徴とする



5. 発明の内容(2)

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

ところで、量販店において包丁やナイフなど刃物がこのような従来の商品の吊り下げ展示具に吊り下げられて展示されている。しかしながら、その商品内容表示部は、上方バーに対して自由に回転可能に設けられているので、近年、この展示具から刃物を引き出されて、そのまま強盗や傷害などの犯罪の道具として用いられてしまう場合がある。また、商品内容表示部が、上方バーに対して自由に回転可能に設けられていることから、下方バーに吊り下げられて展示されている商品が容易に引き出されて万引きされるという問題がある。

【0005】

これら問題を解決するため、商品を吊り下げるバーを施錠して、商品の引き出しを防止することが行なわれているが、その場合、購入者は、鍵を持った従業員を探してその従業員が施錠を外してもらわなければならないという問題がある。

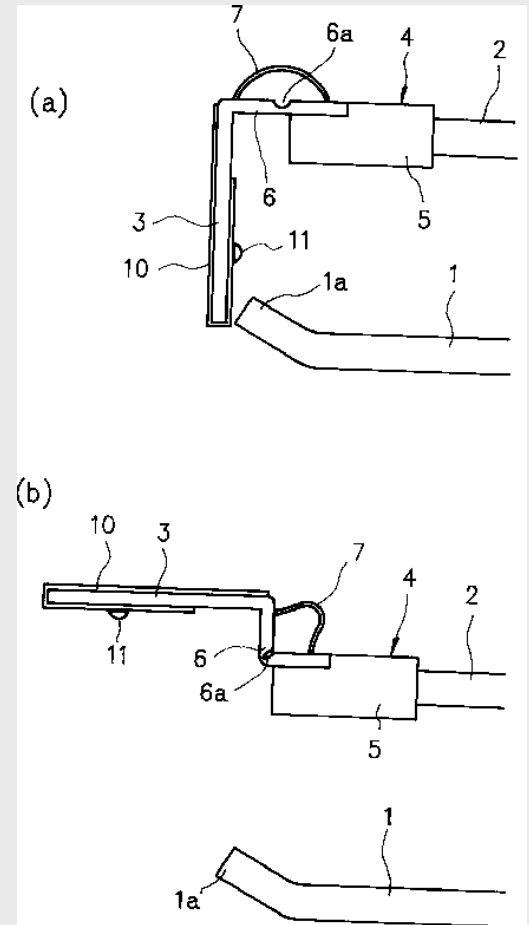
【0008】

以上のように、本発明に係る商品の吊り下げ展示具によれば、ロック状態においては、商品内容表示部を前記商品内容表示位置でロックするので、商品を下方バーから引き出すことができないが、ロック部材を所定の方向に押圧するだけでロック状態が解除されるので、商品を吊り下げるバーから容易に商品を引き出すことを施錠せずに防止することができる。

6. 拒絶理由の内容

進歩性なし

引用文献(特開平11-299604)1の図番7は、
本願発明の「ロック部材」に相当する。



7. 補正後の発明の内容

請求項1

(e) 前記下方バーに吊下げられた商品を下方バーから引き出すことができないように、前記商品内容表示部14を前記商品内容表示位置でロックし、所定の方向に押圧することによって、前記ロック状態が解除されるロック部材46をさらに備えていることを特徴とする

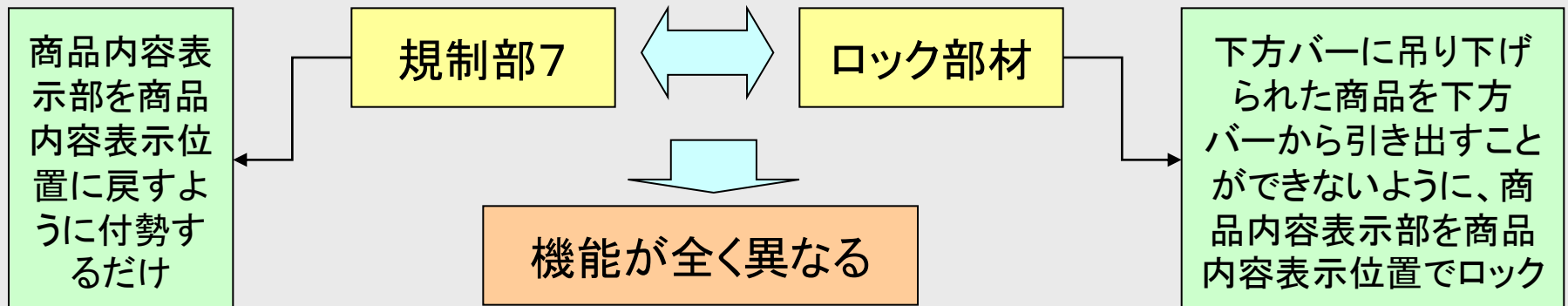
補正の根拠

【0008】

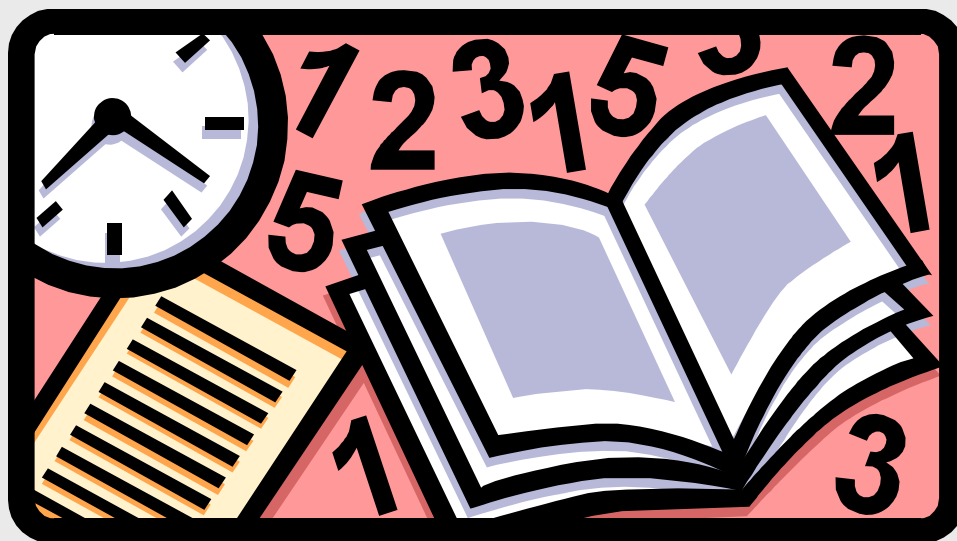
以上のように、本発明に係る商品の吊り下げ展示具によれば、ロック状態においては、商品内容表示部を前記商品内容表示位置でロックするので、商品を下方バーから引き出すことができないが、ロック部材を所定の方向に押圧するだけでロック状態が解除されるので、商品を吊り下げるバーから容易に商品を引き出すことを施錠せずに防止することができる。

8. 意見書の内容

これに対しまして、引用例には、第1発明の「ロック部材」についての記載も示唆もないので、引用例に記載されたものは、上述した第1発明の作用効果を奏することができません。すなわち、引用例の規制部7は、商品内容表示部を商品内容表示位置に戻すように付勢するだけで、下方バーに吊り下げられた商品を下方バーから引き出すことができないように、商品内容表示部を商品内容表示位置でロックしていないので、第1発明の「ロック部材」とは機能が全く異なるのです。よって、第1発明は、引用例の記載に基づいて容易に想到し得ないものと思料します。



おわり



ご静聴ありがとうございました。